

平成 22 年 9 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会

「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」および「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○ 会計基準 第 17 項および 適用指針 第 37 項

重要性に関する注記事項についての記載があるが、重要性の原則は会計全般に関わる原則であり、国際財務報告基準（IFRS）と同様の取扱いとなることを明確にしていきたい。

○ 会計基準 第 18 項

四半期報告書においては、現在求められている一部の開示を除き、公正価値の開示は不要としていただきたい。

（理由）

現状の金融商品の時価開示においては、四半期決算時はその迅速性に配慮し著しい変動がない場合は開示不要とされている。また、新成長戦略においても、わが国企業・産業の成長を支える金融等の観点から、「四半期報告の大幅な簡素化」が盛り込まれ、2010 年度中に所要の改革を行うこととされている。

今回求められている公正価値のレベル別の内訳の開示は、その作業負担が膨大であり、四半期決算での開示は実務上困難と考えられる。よって、四半期報告書においては迅速性の観点や四半期決算の簡素化の方向も見据え、開示不要としていただきたい。

○ 会計基準 第19項、第20項

基準の確定時期、適用時期については、以下の点を十分に配慮いただきたい。

- (1) 銀行でのレベル別開示の実施には、システム開発も含めた相当の準備が必要であること。
- (2) 公正価値測定について IFRS の基準が未確定であり、コンバージェンスの観点からは、IFRS の基準確定後に基準を確定させるのが望ましいこと。
- (3) 日本基準の金融商品会計については、測定区分の改訂も並行して予定されており、公正価値測定の適用時期は、測定区分改訂の適用時期と合わせた方が実務上良いと考えられる。

(理由)

- (1) 銀行のように、膨大な金融商品を保有している業態の場合、レベル別開示を実施するには、システム開発も含めた相当の準備が必要である。公開草案の2012年4月1日以後開始する事業年度からの適用では、準備期間が充分ではないと考えられる。
- (2) IFRS においては、公正価値測定について現在一部公開草案中であり、内容は未確定、適用時期も未定である。コンバージェンスという目的を踏まえれば、IFRS の基準確定後に、もし可能であれば、実務の適用状況を踏まえて日本基準を確定させるべきである。
- (3) また、金融商品については、IFRS とのコンバージェンスの一環として測定区分に関する改訂も予定されている。測定区分の変更、次に公正価値測定方法と順次変更していくのではなく、測定区分の見直しと本基準の導入の時期を合わせた方が、分かりやすい開示になると考えられる。

○ 適用指針 第30項(1)

ブローカー等から提供された価格情報を評価するに当たって、評価に必要な価格情報に関する開示が行われる市場慣行が形成されるべく、企業会計基準委員会からの働きかけをお願いしたい。

(理由)

ブローカー等の価格を利用する際に、公開草案では、「価格がどのように算定されたのかを理解し、公正価値の定義を満たしているか否かを評価する必要がある」としている。この点に異論はないが、「提供された価格が秩序ある取引を反映した現在の情報にもとづいているか否かまたは市場参加者の仮定を反映した評価技法にもとづいているかを評価」するためには価格提供先のブローカー等から価格算定手法につき十分な情報が入手できることが前提となる。特に契約等で定めない限り、一般的にブローカー等に係る情報の開示義務はないこと

から、評価に足る情報の入手が困難であるケースが想定されるためである。

○ 適用指針 第 38 項

(1)①に関する確認

レベル 3 の公正価値の残高調整表に記載する「当期純利益に計上された金額」は、売却（解約）に係る損益のみで、保有期間中の配当や利息は含まれないとの理解で問題ないか。その場合には、誤解を招かないようその旨を明記していただきたい。

(2)に関する適用時期

適用指針 38 項(2)における入力数値の感応度分析については、現在、国際会計基準審議会（IASB）から追加の公開草案が公表されているが、コンバージェンスの観点から、IFRS と日本基準の差異が極小化するような対応をお願いしたい。

(2)の内容に関する事項

レベル 3 の公正価値について、仮に 1 つまたは複数の入力数値を合理的に代替可能な入力数値に変更した場合に、公正価値が著しく変動するときには、その事実、その変更が及ぼす影響額およびその計算方法を記載する（入力数値の感応度分析）となっているが、「合理的に代替可能」の合理的の範囲を明確にしてほしい。

（理由）

レベル 3 の公正価値に指針案第 30 項「ブローカー等の価格」を用いている場合、先方から詳細な入力数値の情報が得られず、感応度分析が困難となるケースが想定される。

感応度分析を実施する場合、期末時点の計数に対して直接いくつかシミュレートするだけの時間がないことも想定される。そのような場合、前月に実施したシミュレート結果をベースに対応することを可能と見なせるような手当てをお願いしたい。

○ 適用指針 参考（開示例）〔開示例 1〕 金融業について

デリバティブ取引のレベル別の開示、レベル 3 の当期純損益で認識された金額の開示は、資産・負債別々ではなく、ネットベースにするべきものとする。

(理由)

デリバティブ取引は、市場実勢により評価益にも評価損にもなりうるほか、前期末評価益であったポジションが今期末評価損ということもありうる。また、ある種類のデリバティブの複数の取引に、評価益のものと評価損のものが混在することが通常である。金融機関では、多数の契約を保有しており、資産サイドに計上されたデリバティブ取引と負債サイドに計上されたデリバティブ取引を別々に計算することは困難である。

以 上